

秋田県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（案） 意見募集（パブリックコメント）の実施について

秋田県では、水質汚濁防止法施行令の一部改正等を受け、秋田県公害防止条例施行規則において指定污水排出施設の排水基準に関する規定等の改正を行います。

当該規則の改正に当たり、次のとおり意見を募集しますので、御意見をお寄せくださるようお願いいたします。

1 改正する規則の名称

秋田県公害防止条例施行規則（昭和46年秋田県規則第62号）

2 意見の提出期間

令和6年11月25日（月）から同年12月25日（水）まで（必着）

3 関係資料の閲覧方法

（1）インターネット

美の国あきたネット（<https://www.pref.akita.lg.jp/>）環境管理課ページ

（2）印刷物の閲覧

ア 閲覧場所

秋田県生活環境部環境管理課（県庁本庁舎5階）

秋田県総務部広報広聴課（県庁本庁舎1階）

秋田県各地域振興局総務企画部地域企画課

イ 閲覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

4 意見の提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出してください。

（様式は自由ですが、よろしければ美の国あきたネット環境管理課ページのダウンロードに掲載している「意見書様式」を御活用ください。）

5 意見の提出先

秋田県生活環境部環境管理課 大気・水質チーム

〔郵便〕 〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1

〔ファクシミリ〕 018-860-3881

〔電子メール〕 kankan@pref.akita.lg.jp

6 意見提出の際の留意事項

いずれの方法による提出の場合も、提出される方の住所・氏名を明記してください。住所・氏名を明記していない場合は、提出意見として扱わない場合もあります。

なお、電話や口頭での受付や、個人的な回答はしませんので御了承ください。

7 提出された意見の公表

提出していただいた御意見については、県の考え方を付して、内容を公表します。その際、住所・氏名は公表しません。

なお、同種の意見が複数ある場合は、整理し、まとめて公表することがあります。また、案に対する賛成、反対のみの意見については、そのような意見があったことは公表しますが、改めて県の考え方を示すことはしません。